

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定

統一規則

第1節 物品の貿易

第1部 日本国の表についての注釈

(1)-A 協定附属書一第二節 注釈 1,2,4,8,9,10,13,14,15,16,17 及び 19 (協定第三章関連)

a) 協定附属書一第二節 注釈 1,2,4,8,9,10,13,14,15,16,17 及び 19 の規定の適用上、メキシコ経済省貿易政策局はそれぞれの輸出について英語で証明書を発給する。

協定の効力発生の日に、メキシコ経済省貿易政策局は在メキシコ日本国大使館に対して、それぞれの輸出について発給する証明書の様式及び証明書に使用する印章の図案を通報する。

メキシコ経済省は在メキシコ日本国大使館に対し、証明書の様式及び証明書に使用する印章に関する変更につき、当該変更を施した証明書を発給する前に通報する。

通報は受領の確認を伴う方法により行う。

証明書は少なくとも次の情報を含む。

輸出者の氏名及び住所
証明書番号
輸入者の氏名及び住所
品目名
HS 関税分類番号
数量 (単位)
有効期間 (始期 / 終期)
権限ある当局による有効性の認証

b) メキシコ経済省貿易政策局は、協定附属書一第二節 注釈 4 の規定の適用上 1 年目に、注釈 1 及び 10 の規定の適用上 1 年目及び 2 年目に、証明書の備考欄に「市場の開拓及び販売の促進を目的として発給する」旨を裏書する。

c) 証明書の発給当局は証明書の偽造を防ぐための必要な措置をとる。

d) 資格を有する輸入者は、日本国農林水産省国際部に対して、a)に規定するメキシコ経済省貿易政策局が発給した証明書を提供して、関税割当証明書の発給を申請する。

e) 関税割当制度の運用のために、両締約国は関連する事項（日本国農林水産省による関税割当証明書の発給に関する事項を含む。）に関する情報を交換する。日本国農林水産省とメキシコ経済省は、割当が行われた月の翌月以内に割当ての総量に関する情報を交換する。

f) 証明書の発給又はその他の運用に関連して生ずる問題を解決するための、両締約国間の協議は、メキシコ経済省貿易政策局と日本国農林水産省国際部を通じて行われる。

(1)-B 協定附属書一第二節 注釈 18（協定第三章関連）

協定附属書一第二節 注釈 18 の規定の適用上、(1)-A a)、c)、d)、e)及び f)に規定される諸条件は、この注釈に適用される。但し、「農林水産省」を「経済産業省」と読み替える。また、(1)-A d)の規定においては「国際部」を「貿易管理部」、(1)-A f)の規定においては「国際部」を「通商政策局」と読み替える。

(2) 協定附属書一第二節 注釈 12（協定第三章関連）

a) 協定附属書一第二節 注釈 12 の規定の適用上、輸入者は関税割当証明書の発給を日本国農林水産省国際部に対して申請する。

b) 関税割当制度の運用のために、両締約国は関連する事項（日本国農林水産省による関税割当証明書の発給に関する事項を含む。）に関する情報を交換する。日本国農林水産省は、メキシコ経済省に対して、割当てが行われた月の翌月以内に、輸入者に割当てられた割当ての総量に関する情報を提供する。

c) 証明書の発給又はその他の運用に関連して生ずる問題を解決するための、両締約国の協議は、メキシコ経済省貿易政策局及び日本国農林水産省国際部を通じて行われる。

(3) 協定附属書一第二節 注釈 20、22、23 及び 28（協定第三章関連）

a) 協定附属書一第二節 注釈 20、22、23 及び 28 の規定の適用上、輸入者は関税割当証明書の発給を日本国経済産業省貿易管理部に対して申請する。

b) 関税割当制度の運用のために、両締約国は関連する事項（日本国経済産業省による関税割当証明書の発給に関する事項を含む。）に関する情報を交換する。日本国経済産業省は、メキシコ経済省に対して、割当てが行われた月の翌月以内に、輸入者に割当てられた割当ての総量に関する情報を提供する。

c) 証明書の発給又はその他の運用に関連して生ずる問題を解決するための、両締約国間の協議は、メキシコ経済省貿易政策局及び日本国経済産業省通商政策局を通じて行われる。

d) 輸入者が自らの責に帰することのできない理由により年度末、すなわち 3 月 31 日までに協定附属書一第二節 注釈 20、22、23 及び 28 の規定が適用される産品を輸入できない場合は、日本国経済産業省は、関税割当証明書の有効期間を延長することができる。延長された期間内に輸入される量は、この協定に従って翌年度に割当られる量から差し引かれない。

(4) 協定附属書一第二節 注釈 21,24,25,26,27,29,30,31 及び 32 (協定第三章関連)

協定附属書一第二節 注釈 21,24,25,26,27,29,30,31 及び 32 の規定の適用上、両締約国は関連する事項に関する情報を交換する。

日本国財務省は、メキシコ経済省に対して、枠の活用に関連する情報及びその他の関連する情報を毎月提供する。

関税割当制度の運用に関連して生ずる問題を解決するための、両締約国間の協議は、メキシコ経済省貿易政策局及び日本国財務省関税局を通じて行われる。

第 2 部 メキシコの表についての注釈

(5) 協定附属書一第三節 注釈 1,4,8,9,10,11,12,13,14,15,16 及び 18 (協定第三章関連)

a) 協定附属書一第三節 注釈 1,4,8,9,10,11,12,13,14,15,16 及び 18 の規定の適用上、輸入者は関税割当証明書の発給をメキシコ経済省貿易政策局に対して申請する。

b) 関税割当制度の運用のために、両締約国は関連する事項(メキシコ経済省貿易政策局による関税割当証明書の発給に関する事項を含む。)に関する情報を交換する。メキシコ経済省は、日本国農林水産省に対して、割当てが行われた月の翌月以内に、割当ての総量に関する情報を提供する。

c) 関税割当制度の運用に関連して生ずる問題を解決するための、両締約国間の協議は、メキシコ経済省貿易政策局及び日本国農林水産省国際部を通じて行われる。

(6) 協定附属書一第三節 注釈 17,19,20 及び 24 (協定第三章関連)

a) 協定附属書一第三節 注釈 17,19,20 及び 24 の規定の適用上、輸入者は関税割当証明書の発給をメキシコ経済省貿易政策局に対して申請する。

b) 関税割当制度の運用のために、両締約国は関連する事項（メキシコ経済省貿易政策局による関税割当証明書の発給に関する事項を含む。）に関する情報を交換する。メキシコ経済省は、日本国経済産業省に対して、割当てが行われた月の翌月以内に、割当ての総量に関する情報を提供する。

c) 関税割当制度の運用に関連して生ずる問題を解決するための、両締約国間の協議は、メキシコ経済省貿易政策局及び日本国経済産業省通商政策局を通じて行われる。

(7) 協定附属書一第三節 注釈 25（協定第三章関連）

a) 協定附属書一第三節 注釈 25 の規定の適用上、輸入者は関税割当証明書の発給をメキシコ経済省貿易政策局に対して申請する。

b) 関税割当制度の運用のために、両締約国は関連する事項（メキシコ経済省貿易政策局による関税割当証明書の発給に関する事項を含む。）に関する情報を交換する。メキシコ経済省は日本国経済産業省に対して、注釈 25 に規定する割当に関し、割当てが行われた月の翌月以内に、輸入者に割当てられた割当ての総量に関する情報を提供する。

c) 協定附属書一第三節 注釈 25 に規定される両締約国間の協議は、メキシコ経済省貿易政策局及び日本国経済産業省を通じて行われる。

第 2 節 原産地規則

第 1 部 域内原産割合(Regional Value Content, 以下「RVC」という。)

(1) 取引価額方式(Total Value method、以下 TV という。)による RVC の計算例：

- 例 1 生産者が HS 8708.40 に分類されるギヤボックスを製造し、当該製品が次の原産地規則の対象である場合：

8708.40-8708.91 第 8708.40 号から第 8708.91 号までの各号の製品への他の項の材料からの変更又は、
第 8708.40 号から第 8708.91 号までの各号の製品への第 8708.99 号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が 65% 以上であること。

製品の生産において、生産者は第 8708.99 号に分類される非原産材料を使用する。第 8708.99 号に分類される非原産材料は、前者の原産地規則の関税分類変更に関する要件を満たさないため、生産者は 65% の域内原産割合の要件を定める後者の原産地規則を適用しなければならない。

当該産品の本船渡しの際額（以下「FOB」という。）に調整された取引額は、4000米ドルである。

生産者が当該産品の生産に使用する非原産材料の額は、1300米ドルである。使用する計算式は次のとおり。

$$RVC = \frac{TV - VNM}{TV} \times 100$$

この場合において、

「RVC」とは、百分率で表示される域内原産割合をいう。

「TV」とは、協定第23条3に規定する場合を除くほか、当該産品の取引額であってFOBに調整されたものをいう。

「VNM」とは、産品の生産において生産者が使用した全ての非原産材料の額であって、第24条の規定に従って決定されたものをいう。

計算式に当てはめると

$$RVC = \frac{4000 - 1300}{4000} \times 100$$

従って、

$$RVC = 67.5\%$$

RVCが67.5%であり、当該産品はRVCの要件を満たすため、原産品となる。

- 例2 生産者が当該産品を直接輸出せず、人物Aに販売し、人物Aがその後輸出する。RVCの計算において当該産品のTVは、当該生産者の所在する締約国の区域において人物Aが当該生産者から当該産品を受領した時点の取引額に調整される。
- 例3 生産者が産品Aを製造し、その産品の域内原産割合の要件は50%である。産品Aの製造において、当該生産者は非原産材料AとBを使用し、それぞれの額は30米ドルと68米ドルである。さらに、当該生産者は額が12米ドルの材料Cを使用するが、当該生産者は材料Cの原産地を決定しようとしめない場合。

産品AのFOBに調整後の取引額は222米ドルである。

材料Cの原産地が決定されていない場合、計算上、その額は非原産材料の額の一部とみなされる。

使用する計算式は次のとおり。

TV-VNM

$$RVC = \frac{\text{-----}}{TV} \times 100$$

計算式に当てはめると、

$$RVC = \frac{222-(30+68+12)}{222} \times 100$$

従って、

$$RVC = 50.5\%$$

RVC が 50.5% であり、当該商品は RVC の要件を満たすため、原産品となる。

(2) 次の数値は協定第 23 条 5 の規定に関する例に適用される。(RVC の平均)

産品 A	産品 B	産品 C
取引価額 = 150 米ドル	取引価額 = 130 米ドル	取引価額 = 147 米ドル
非原産材料の価額 = 30 米ドル	非原産材料の価額 = 70 米ドル	非原産材料の価額 = 70 米ドル

注 産品 A,B,C は統一システムの同じ号に分類され、域内原産割合の要件は 50% である。当該生産者は、産品 A,B,C の域内原産割合を平均化することとし、当該生産者はこれら産品を 3 ヶ月の間に 3 つの別々の工場で生産する。

使用する計算式は次のとおり。

TV-VNM

$$RVC = \frac{\text{-----}}{TV} \times 100$$

計算式に当てはめると、

$$RVC = \frac{(150+130+147)-(30+70+70)}{(150+130+147)} \times 100$$

従って、

$$RVC = \frac{257}{427} \times 100$$

$$RVC = 60.18\%$$

産品 A,B,C の RVC が 60.18% であり、当該商品は原産品となる。

第 2 部 中間材料

(3) 協定第 26 条（中間材料）の規定の適用上、総費用はこの統一規則の附属書 1 に従って計算される。

(4) 中間材料の規定の適用例

- 例 1 メキシコの生産者が第 87 類に分類される輸送機関の推進用に使用するエンジンを生産している。このエンジンは HS 8408.20 に分類される。協定附属書四によると、このエンジンに適用される品目別原産地規則は次のとおり。

8408.20 第 8408.20 号の産品への関税分類の変更を必要とせず、域内原産割合が 65% 以上であること。

当該生産者は、HS 7318.15 に分類されるスクリューも生産し、これは HS 8408.20 に分類されるエンジンの生産に使用される。スクリューの生産には原産材料と非原産材料の双方が使用される。協定附属書四によると、このスクリューに適用される品目別原産地規則は次のとおり。

73.17-73.18 第 73.17 項から第 73.18 項までの各々の産品への第 73.17 項から第 73.18 項まで以外の項の材料からの変更

当該スクリューの生産に使用される全ての非原産材料は、HS 第 72 類に分類される。当該スクリューの生産費用は次のとおり。

生産費用	
原産材料の価額	1 米ドル
非原産材料の価額	7 米ドル
その他の生産費用	1 米ドル
期間原価（0.30 米ドルの使用料を含む。）	0.70 米ドル
その他の費用	0.90 米ドル
材料 A の総費用	10.60 米ドル

生産者は、当該スクリューを中間材料と指定し、かつ、当該スクリューの生産に使用される全ての非原産材料は関税分類の変更に関する要件を満たすため、当該スクリューは原産材料とされる。

したがって、当該スクリューの生産に使用する非原産材料の費用は、当該エンジンの域内原産割合を決定する上で、当該エンジンの生産に使用する非原産材料の価額には含まれない。

当該スクリューは中間材料と指定されているため、その総費用 10.60 米ドルは当該エンジンの域内原産割合の計算上、原産材料の費用として扱われる。当該エンジンの総費用は次の表のとおり。

生産費用	
原産材料の価額	
- 中間材料	10.60 米ドル
- その他の材料	32 米ドル
非原産材料の価額	10 米ドル
その他の生産費用	6.2 米ドル
期間原価	2.5 米ドル
その他の費用	0.7 米ドル
製品 B の総費用	62 米ドル

- 例 2 メキシコの生産者は製品 B を生産している。製品 B の域内原産割合の要件は 50%。製品 B は他の全ての関連する要件を満たしている。

生産者は、材料 A を自社生産し、製品 B の生産に使用する。材料 A の域内原産割合の要件は 50%。

製品 B の取引価額は 22.80 米ドル。

材料 A の生産費用は次のとおり。

生産費用	
原産材料の価額	3.00 米ドル
非原産材料の価額	5.00 米ドル
その他の生産費用	0.50 米ドル
期間原価(除外される費用の 0.20 米ドルを含む。)	0.50 米ドル
その他の費用	0.10 米ドル
材料 A の総費用	9.10 米ドル

当該生産者が材料 A を中間材料と指定する場合、材料 A は次の計算により原産材料とみなされる。

$$RVC(\text{材料 A}) = ((\text{総費用} - \text{VNM}) / \text{総費用}) \times 100$$

従って、

$$RVC(\text{材料 A}) = ((\$9.10 - \$5.00) / \$9.10) \times 100 = 45.05\%$$

協定第 26 条の規定は、材料の RVC は附属書四に定める域内原産割合から 5% を減ずる割合以上でなければならないことを規定している。したがって、材料 A の RVC は 45% 以上でなければならない。材料 A の RVC は 45.05% であるため、材料 A は RVC の要件を満たし原産材料とされる。

したがって、材料 A の生産に使用される非原産材料の価額は、製品 B の域内原産割合の計算上、非原産材料の価額には含まれない。

製品 B の RVC を決定するための計算式は次のとおり。

TV – VNM

$$RVC = \frac{\text{TV} - \text{VNM}}{\text{TV}} \times 100$$

TV

計算式に当てはめると、

$$\frac{22.80 - 10.00}{22.80} \times 100$$

$$RVC = \frac{22.80 - 10.00}{22.80} \times 100$$

22.80

注 産品 B の生産に使用する非原産材料の価額(10.00 米ドル)は、材料 A の生産に使用する非原産材料の価額を含まない。

したがって、産品 B の RVC は 56.1% となり、産品 B は原産品とされる。

第 3 部 代替性のある産品及び材料

代替性のある材料

(5) 次の例は、下記の表中の数値と次の前提に基づく。

- (a) 原産材料 A と非原産材料 A は代替可能であり、産品 A の生産に使用する。
- (b) 一個の材料 A は一個の産品 A の生産に使用する。
- (c) 材料 A は産品 A の生産のみに使用する。
- (d) 産品 A の生産に使用するその他全ての材料は原産材料である。
- (e) 産品 A の生産者は産品 A の全ての輸出を日本からメキシコに向けて行う。

日付 (月/日/年)	材料の在庫 (産品 A の入荷)			販売 (産品 A の出荷)
	量 (個数)	単価	総額	量 (個数)
12/18/04	100 (O)	\$1.00	\$100	
12/27/04	100 (N)	1.10	110	
01/01/05	200 (OI)			
01/01/05	1,000 (O)	1.00	1,000	
01/05/05	1,000 (N)	1.10	1,100	
01/10/05				100
01/10/05	1,000 (O)	1.05	1,050	
01/15/05				700
01/16/05	2,000 (N)	1.10	2,200	
01/20/05				1,000
01/23/05				900

注 「O」は原産材料、「N」は非原産材料、「OI」は期初在庫を意味する。

- 例 1 先入れ先出し方式

産品 A は域内原産割合の要件の対象である。生産者 A は産品 A の域内原産割合を決定する必要がある。

先入れ先出し方式を適用した場合、

(i) 期初在庫 100 個の原産材料 A (2004 年 12 月 18 日入荷分) が、2005 年 1 月 10 日に出荷した 100 個の産品 A の生産に使用された。したがって、これらの産品の生産に使用された非原産材料の価額は 0 米ドルである。

(ii) 期初在庫 100 個の非原産材料 A (2004 年 12 月 27 日入荷分) と、2005 年 1 月 1 日に入荷した原産材料 A の在庫 1000 個のうちの 600 個が、2005 年 1 月 15 日に出荷した 700 個の産品 A の生産に使われた。したがって、これらの産品の生産に使用された非原産材料の価額は 110 米ドル (100 個 × 1.10 米ドル) である。

(iii) 2005 年 1 月 1 日に入荷した 1000 個の原産材料 A のうちの残り 400 個と、2005 年 1 月 5 日に入荷した非原産材料 A の在庫 1000 個のうち 600 個が、2005 年 1 月 20 日に出荷した 1000 個の産品 A の生産に使用された。したがって、これらの産品の生産において使用された非原産材料の価額は 660 米ドル (600 個 × 1.10 米ドル) である。

(iv) 2005 年 1 月 5 日に入荷した 1000 個の非原産材料 A のうちの残り 400 個と、2005 年 1 月 10 日に入荷した原産材料 A の在庫 1000 個のうちの 500 個が、2005 年 1 月 23 日に出荷した 900 個の産品 A の生産に使用された。したがって、これらの産品の生産に使用した非原産材料の価額は 440 米ドル (400 個 × 1.10 米ドル) である。

- 例 2 後入れ先出し方式

産品 A は HS 85.33 に分類される電気抵抗器である。附属書四によると適用される品目別原産地規則は次のとおり。

85.33-85.38 第 85.33 号から第 85.38 号までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

非原産材料 A は産品 A の生産において使用される抵抗器の一部であり、HS 第 8533.90 号に分類される。したがって、関連する関税分類の変更は行われない。

したがって、原産材料 A が産品 A の生産に使用された場合は、産品 A は原産品となり、非原産材料 A が産品 A の生産に使用された場合は、産品 A は非原産品となる。

後入れ先出し方式を適用した場合、

- (i) 2005年1月5日に入荷した非原産材料 A の在庫 1000 個のうちの 100 個が、2005年1月10日に出荷した 100 個の産品 A の生産に使用された。
- (ii) 2005年1月10日に入荷した原産材料 A の在庫 1000 個のうちの 700 個が、2005年1月15日に出荷した 700 個の産品 A の生産に使用された。
- (iii) 2005年1月16日に入荷した非原産材料 A の在庫 2000 個のうちの 1000 個が、2005年1月20日に出荷した 1000 個の産品 A の生産に使用された。
- (iv) 2005年1月16日に入荷した非原産材料 A の在庫の残り 1000 個のうちの 900 個が、2005年1月23日に出荷した 900 個の産品 A の生産に使用された。

- 例 3 平均方式

産品 A は域内原産割合の要件の対象である。生産者 A は産品 A の域内原産割合を決定するために、在庫の代替可能な非原産材料 A (= (6)材料 A の VNM) の平均価額を算出する必要がある。その価額は、原産材料 A と非原産材料 A の価額を合計したものに対する非原産材料 A の合計価額の割合をもとに求められる。計算方法は次のとおり。

2005年1月5日の時点で、1100 個の原産材料 A と 1100 個の非原産材料 A が在庫として存在する。2005年1月10日に出荷した 100 個の産品 A の域内原産割合の計算は次のとおり。

$$\text{在庫中の材料 A の平均単価} = \frac{\$1,100 + \$1,210}{1100 + 1100} = \$1.05$$

$$\text{RNM} = \frac{\text{TNM}}{\text{TONM}} \times 100 = \frac{\$1,210}{\$1,100 + \$1,210} \times 100 = 52.3809 \dots = \text{約 } 52\%$$

したがって、産品 A の域内原産割合の計算式において、材料 A の VNM は、
 1.05 米ドル(材料 A の平均単価) x 約 0.52 = 0.55

材料の在庫											販売
					原産材料A及び非原産材料A		原産材料A	非原産材料A			産品Aの出荷
	日付 (月/日/年)	量 (個数)(1)	単価	価額	総額(2)	平均費用(3)	総額	総額(4)	割合 (5)	非減産材料 の価額(6)	量 (個数)
入荷	12/18/04	100 (O)	\$1.00	\$100.00			\$100.00				
入荷	12/27/04	100 (N)	\$1.10	\$110.00				\$110.00			
新平均在庫価額		200 (OI)			\$210	\$1.05	\$100.00	\$110.00	0.52		
入荷	01/01/05	1000(O)	\$1.00	\$1,000			\$1,100.00				
新平均在庫価額		1,200(OI)			\$1,210	\$1.01	\$1,100.00	\$110.00	0.09		
入荷	01/05/05	1,000 (N)	\$1.10	\$1,100				\$1,210.00			
新平均在庫価額		2200(OI)			\$2,310	\$1.05	\$1,100.00	\$1,210.00	0.52	0.55	
出荷	01/10/05	(-100)			(\$105)		(\$50.00)	(\$55.00)			100
新平均在庫価額		2100(OI)			\$2,205	\$1.05	\$1,050.00	\$1,155.00	0.52	0.55	
入荷	01/10/05	1,000 (O)	\$1.05	\$1,050			\$2,100.00				
新平均在庫価額		3,100			\$3,255	\$1.05	\$2,100.00	\$1,155.00	0.35	0.37	
出荷	01/15/05	(-700)			(\$735)		(\$474.22)	(\$260.78)			700
新平均在庫価額		2,400			\$2,520	\$1.05	\$1,625.78	\$894.22	0.35	0.37	
入荷	01/16/05	2,000 (N)	\$1.10	\$2,200				\$3,094.22			
新平均在庫価額		4,400			\$4,720	\$1.07	\$1,625.78	\$3,094.22	0.66	0.70	
出荷	01/20/05	(-1,000)			(\$1,073)		(\$369.44)	(\$703.26)			1000
新平均在庫価額		3,400			\$3,647	\$1.07	\$1,256.34	\$2,390.96	0.66	0.70	
出荷	01/23/05	(-900)			(\$965)		(\$332.60)	(\$632.86)			900
新平均在庫価額		2,500			\$2,682	\$1.07	\$923.74	\$1,758.10	0.66	0.70	

注 「O」は原産材料、「N」は非原産材料、「OI」は期初在庫を意味する。

(2)原産材料 A と非原産材料 A の価額の合計

----- = (3)原産材料 A と非原産材料 A の平均価額

(1) 期初在庫の総数

(4) 非原産材料 A の総額

----- = (5) 非原産材料 A の割合

(2) 原産材料 A と非原産材料 A の価額の合計

(3) 原産材料 A と非原産材料 A の平均価額 × (5) 非原産材料 A の割合

= (6) 材料 A の VNM

代替性のある産品

(6) 次の例は、下記の表の数値及び輸出者 A が当該産品の買い手に輸出する前に代替性のある原産品 A と非原産品 A を入荷して物理的に両者を組み合わせ又は混合させるとの仮定に基づく。

日付 (月/日/年)	完成品の在庫 (産品Aの入荷)	販売 (産品Aの出荷)
	量 (個数)	量 (個数)
12/18/04	100(O)	
12/27/04	100(N)	
01/01/05	200(OI)	
01/01/05	1000(O)	
01/05/05	1000(N)	
01/10/05		100
01/10/05	1000(O)	
01/15/05		700
01/16/05	2000(N)	
01/20/05		1000
01/23/05		900

注 「O」は原産材料、「N」は非原産材料、「OI」は期初在庫を意味する。

- 例1 先入れ先出し方式

先入れ先出し方式を適用した場合、

(i) 2004年12月18日に完成品の状態で入荷した原産品Aの期初在庫100個が、2005年1月10日に出荷した産品Aである。

(ii) 2004年12月27日に完成品の状態で入荷した非原産品Aの期初在庫100個と、2005年1月1日に完成品として入荷した原産品Aの在庫1000個のうちの600個が、2005年1月15日に出荷した700個の産品Aである。

(iii) 2005年1月1日に完成品として入荷した原産品Aの在庫1000個の残り400個と2005年1月5日に完成品として入荷した非原産品Aの在庫1000個のうちの600個が、2005年1月20日に出荷した1000個の産品Aである。

(iv) 2005年1月5日に完成品として入荷した非原産品Aの在庫1000個の残り400個と2005年1月10日に完成品として入荷した原産品Aの在庫1000個のうちの500個が、2005年1月23日に出荷した900個の産品Aである。

- 例2 後入れ先出し方式

後入れ先出し方式を適用した場合、

(i) 2005年1月5日に完成品として入荷した1000個の非原産品Aの在庫のうち100個が、2005年1月10日出荷した100個の産品Aである。

(ii) 2005年1月10日に完成品として入荷した1000個の原産品Aの在庫のうち700個が、2005年1月15日に出荷した700個の産品Aである。

(iii) 2005年1月16日に完成品として入荷した2000個の非原産品の在庫のうち1000個が、2005年1月23日に出荷した1000個の産品Aである。

(iv) 2005年1月16日に完成品として入荷した非原産品の在庫の残り1000個のうちの900個が、2005年1月20日に出荷した900個の産品Aである。

- 例3 平均方式

輸出者Aは産品Aの原産地を月毎に決定することとする。輸出者Aは2004年2月に産品Aを3000個輸出した。当該月に輸出した産品Aの原産地は当該月の前月、すなわち2004年1月に決定した原産地を基準とする。

平均方式を適用した場合、

2004年1月の完成品の在庫の全体に占める原産品の割合は40.4%(2,100個/5,200個)。この割合に基づき、2004年2日に出荷した1,212個(3,000個×0.404)の産品Aは原産品であり、1,788個(3,000個-1,212個)の産品Aは非原産品である。また、この割合は2004年1月31日時点の産品Aの完成品の在庫についても適用される。1,010個(2,500個×0.404)は原産品であり、1,490個(2,500個-1,010個)は非原産品である。

第4部 積替え

(7) 協定第35条2項の規定の適用上、当該産品が原産性を失っていないことの証拠として輸入締約国の税関当局に対して提出する証拠書類の例は次のとおり。

- 積替えられた、又は一時的に保管された産品について、第三国の税関当局が発行する定型書類又は手書きの宣誓書。
- 一方の締約国から他方の締約国に対する運搬についての船荷証券(B/L)あるいは航空貨物運送状(AWB)の写し。

第5部 「総費用」の定義

(8) 協定第38条(r)の規定の適用上、産品の直接費用と間接費用の総計で、産品に合理的に配分されるものには下記を含まない。

- (i)産品の生産者から他の者に提供された当該産品に関係しない役務に関して当該生産者に対して支払われた費用及び経費
- (ii)産品の生産者の企業の休眠事業の一部売却により発生した費用及び損失
- (iii)産品の生産者の固定資産の売却により発生した費用及び損失
- (iv)偶発的なケース又は不可抗力により発生した費用及び経費

- (v) 製品の生産者が取得した収益（当該生産者が保有するか、他の者に配当及びこれら収益に対する税金（資本利得に対する税金を含む。）として支払われたものであるかを問わない。）

第6部 特定の繊維製品に関する特別の規定

- (9) 協定附属書四第一節(f)及び(g)の規定の適用上、メキシコは、メキシコ経済省貿易政策局がそれぞれの輸出について英語で発給する適正証明書により、総額の割当ての実施及び管理を行う。

協定の効力発生の日に、メキシコ経済省貿易政策局は、在メキシコ日本国大使館に対し、それぞれの輸出について発給する適正証明書の様式及び証明書に使用する印章の図案を次のいずれかの方法で通報する。

- (a) 受領の確認を伴う配達記録郵便又は書留郵便
- (b) 受領の確認を伴うその他の方法

メキシコ経済省は、在メキシコ日本国大使館に対し、適正証明書の様式及び証明書に使用する印章の変更に関し、当該変更を施した証明書を発給する前に次のいずれかの方法で通報する。

- (a) 受領の確認を伴う配達記録郵便又は書留郵便
- (b) 受領の確認を伴うその他の方法

適正証明書は少なくとも次の情報を含む。

輸出者の氏名及び住所
証明書番号
輸入者の氏名及び住所
品目名
HS 関税分類番号
FOB 価格（米ドル）
有効期間（始期 / 終期）
権限ある当局による有効性の認証

総額の割当ての実施及び管理のために、両締約国は関連する事項（メキシコ経済省貿易政策局による適正証明書の発給を含む。）に関する情報を交換する。

メキシコ経済省は日本国経済産業省に対して、上述の適正証明書に記載される輸出者の氏名及び住所、証明書番号、輸入者の氏名及び住所、HS 関税分類番号、FOB 価格（米ドル）、有効期間（始期 / 終期）並びに輸出者に割り当てられた総額に関する情報を割当ての行われた月の翌月以内に提供する。

日本国経済産業省はメキシコ経済省に対して、それぞれの適正証明書に記載される証明書番号、日本国経済産業省が証明書を受領した日及び FOB 価格（米ドル）を、経済産業省が適正証明書を受領した月の翌月以内に提供する。

メキシコ経済省は、輸出者に割当てた総額が協定附属書四第一節(f)に記載される年間割当て総額の 90% を越えた場合には、日本国経済産業省に対して直ちに通報する。

割当ての実施及び管理に関連して生ずる問題を解決するための、両締約国間の協議は、メキシコ経済省貿易政策局及び日本国経済産業省通商政策局を通じて行われる。

適正証明書を保有する輸出者は、協定第五章に基づき原産地証明書の発給を申請する必要がある。原産地証明書に適正証明書が添付されていない製品については、協定附属書四第一節(f)の規定にかかわらず、原産品とされない。

第 3 節 原産地証明書及び税関手続

第 1 部 原産地証明

(1) 協定第 39 条 1 の規定の適用上、原産地証明書は次の要件を満たすものである。

- (a) 附属書 2 に規定された様式により発給されること。
- (b) 附属書 2-A に規定された様式に示された記入方法及び附属書 2-B に規定された特出し品目の表に示された品目の表記に従って輸出者又は生産者により記入されること。

原産地証明書の記入方法は、原産地証明書の様式に添付されるか、又は原産地証明書の様式の背面に印刷される。

両締約国は、権限のある政府当局又は指定団体が、輸出締約国の法令に従って、原産地証明書の偽造を防止するために必要かつ適切な措置を講ずることを確認する。

協定の効力発生の日に、両締約国は、原産地証明書の見本及びその発給に際して使用する印章の図案を次の方法で相互に提供し、その後修正が行われた場合も同様に提供する。

- 日本国については、在メキシコ日本国大使館からメキシコ経済省貿易政策局に提供する。
- メキシコについては、メキシコ経済省貿易政策局から在メキシコ日本国大使館に提供する。

(2) 協定第 39 条 3 の規定の適用上、

(a) 日本国経済産業省が政府以外の団体を原産地証明書を発給するものとして指定する場合には、在メキシコ日本国大使館がメキシコ経済省貿易政策局に対して通報する。

(b) メキシコ経済省が政府以外の団体を原産地証明書を発給するものとして指定する場合には、メキシコ経済省貿易政策局が在メキシコ日本国大使館に対して通報する。

(c) 指定団体に関して原産地証明書の発給に影響を及ぼすような変更が行われた場合は、これを通報する。

- 日本国については、在メキシコ日本国大使館からメキシコ経済省貿易政策局に通報する。

- メキシコについては、メキシコ経済省貿易政策局から在メキシコ日本国大使館に通報する。

(d) 日本国が指定団体の指定を取り消す場合、在メキシコ日本国大使館がメキシコ経済省貿易政策局に対して、官報に取消しについての告示を掲載した日から 1 週間以内にこれを通報する。

(e) メキシコが指定団体の指定を取り消す場合、メキシコ経済省貿易政策局が在メキシコ日本国大使館に対して、取消しを決定した日から 1 週間以内にこれを通報する。

(f) メキシコが日本の指定団体の取消しに対して見解を表明する場合、メキシコ経済省貿易政策局から日本国経済産業省に対してこれを通報する。

(g) 日本国がメキシコの指定団体の取消しに対して見解を表明する場合、在メキシコ日本国大使館がメキシコ経済省貿易政策局に対してこれを通報する。

(3) 協定第 39 条 5 の規定の適用上、遡及して発給された原産地証明書には”ISSUED RETROSPECTIVELY” と裏書されなければならない。

(4) 協定第 39 条 6 の規定の適用上、再発給された原産地証明書には”DUPLICATE”と裏書されなければならない。

(5) 原産地証明書について、軽微な誤り、表現の相違又は語句不足があるときは、次のような場合であれば、輸入締約国の税関当局において受理するものとする。

- 印字の誤りであって、原産地証明書の一又は二以上の記載欄に含まれる情報が正確であることが明らかである場合。
- 記載された情報が原産地証明書の各項目の記載欄をはみ出している場合。

第 2 部 運用および執行

(1) 協定第 44 条 1 の規定の適用上、

(a) 協定第 44 条 1(c)の規定について、輸入締約国が輸出締約国に対して訪問の実施を要請する場合、要請を行うための書面は、輸入締約国の税関当局から輸出締約国の権限のある政府当局に対して在メキシコ日本国大使館経由で送付される。

(b) 両締約国は、第 44 条に規定する原産品であることについての確認の手續の実施を担当する政府の特定部署の名称、住所、電話番号、ファクシミリ番号及び電子メールアドレスを協定の効力発生の日に通報する。この情報に関する修正についても、修正の行われた日の後 30 日以内に通報する。

(c) 訪問の実施及びその訪問を通じて得た情報の提供を行う締約国の権限のある政府当局の部局は、次のとおりである。

- メキシコについては、メキシコ経済省貿易政策局
- 日本国については、経済産業省貿易経済協力局貿易管理課

(2) 協定第 44 条 3 の規定の適用上、要請された情報を提供する期間は要請の受領が確認された日に開始する。要請の送付は、次のいずれかの方法により行うことができる。

- (a) 受領の確認を伴う配達記録郵便又は書留郵便
- (b) 受領の確認を伴うその他の方法

(3) 協定第 44 条 4 の規定の適用上、輸入締約国の税関当局から輸出締約国の権限のある政府当局への通報は、次のいずれかの方法により行うことができる。

- (a) 受領の確認を伴う配達記録郵便又は書留郵便
 - (b) 受領の確認を伴うその他の方法
- (4) 協定第 44 条 6 及び 7 の規定の適用上、質問書に対する回答は、次のいずれかの方法により送付することができる。
- (a) 受領の確認を伴う配達記録郵便又は書留郵便
 - (b) 受領の確認を伴うその他の方法
- (5) 協定第 44 条 10 の規定の適用上、輸出締約国と輸入締約国との間の書面の送付は、(1) (a)に規定する方法に従い、次のいずれかの方法により行うことができる。
- (a) 受領の確認を伴う配達記録郵便又は書留郵便
 - (b) 受領の確認を伴うその他の方法
- (6) 協定第 44 条 13 の規定の適用上、輸出締約国による回答は、(1) (a)に規定する要請の送付の方法に準じて、次のいずれかの方法により送付することができる。
- (a) 受領の確認を伴う配達記録郵便又は書留郵便
 - (b) 受領の確認を伴うその他の方法
- (7) 協定第 44 条 15 の規定の適用上、輸出締約国の権限のある政府当局は訪問を通じて収集した情報を次のいずれかの方法により提供することができる。
- (a) 受領の確認を伴う配達記録郵便又は書留郵便
 - (b) 受領の確認を伴うその他の方法
- (8) 協定第 44 条 18 の規定の適用上、すべての情報について、輸出締約国の権限のある政府当局、輸出者又は生産者は、場合に応じ、次のいずれかの方法により提供することができる。
- (a) 受領の確認を伴う配達記録郵便又は書留郵便
 - (b) 受領の確認を伴うその他の方法

(9) 協定第 44 条 22 から 24 までの規定の適用上、輸入締約国の税関当局は、輸出者又は生産者に書面による決定又は最終的な決定を送付する場合は、輸出締約国の権限のある政府当局にその旨連絡する。

(10) 協定第 44 条 25 の規定の適用上、協定第四章の規定に適合していることを証明することを希望する輸出者又は生産者は、手続事項について、次の宛先に照会することができる。

(a) 輸入締約国がメキシコの場合、メキシコ大蔵省国税管理局、

(b) 輸入締約国が日本国の場合、財務省関税局。

(11) 協定第 44 条 25 の規定の適用上、同じ輸出者又は生産者について、少なくとも 2 回の原産品であることについての確認において、虚偽の陳述が認められた場合は、虚偽の陳述が繰り返し行われたとされる。

附属書 1

総費用の計算

セクション A - 定義

この附属書の規定の適用上、

配分の基準とは、生産者が製品の費用配分を計算する際に使用する次の配分基準をいう。

- (a) 当該製品に対する直接労務費及び直接材料費の合計
- (b) 当該製品に対する直接労務費、直接材料費及び直接経費の合計
- (c) 直接労務時間又は直接労務費
- (d) 生産の単位
- (e) 機械の稼働時間
- (f) 販売総額
- (g) 床面積
- (h) 合理的かつ算出可能と考えられるその他の配分基準

内部管理目的とは、税務申告、財務報告、内部統制、財務計画、意志決定、価格決定、費用回収、費用動向管理又は収益率測定のために使用する費用配分の方法をいう。

セクション B - 総費用の計算

1. 総費用を計算するために、

- (a) 単一の工場で生産された製品やその他の全く同じ又は類似の製品に関し、当該製品の生産者は次のいずれかの期間、総費用の平均化を行うことを選択することができる。
 - (i) 1ヶ月
 - (ii) 1ヶ月を超す連続した期間であって、生産者の会計年度又は会計期間の月数で平均的に分割することができる期間

- (b) (a)の規定の適用上、当該製品の生産者が選択した期間内に生産された全ての製品の数量を考慮するものとする。生産者は一度設定された期間を撤回又は修正することはできない。
- (c) 製品の生産者が、内部管理の目的で、直接材料費、直接労務費、又は直接経費若しくは間接費若しくはその一部を当該製品に配分するために使用する費用配分方法であって、当該製品の生産において使用した直接材料費、直接労務費、又は直接若しくは間接経費若しくはその一部を適切に反映する場合には、その方法は費用を合理的に配分する方法と考えられ、当該製品の費用の配分に使用される。
- (d) 製品の生産者は、費用が当該製品に配分されていない場合は、次の方法により合理的な費用を決定することができる。
- (i) 直接材料費と直接労務費については、製品の生産において使用された直接材料と直接労務を合理的に反映する方法に基づくもの、
- (ii) 直接経費又は間接費については、製品の生産者は(f)及び(g)の規定に従って、これらの経費と当該製品との関係を反映した一又は二以上の配分方法を選択することができる。
- (e) 製品の生産者は、その生産者の採用する会計年度又は会計期間中、一貫して適用されるいかなる合理的な費用配分方法を使用することができる。
- (f) それぞれの配分基準に関し、生産者は生産しているそれぞれの製品について次の計算に従って費用割合を選択することができる。

$$CR = \frac{AB}{TAB} \times 100$$

この場合において、

CR： 当該製品に関する費用割合

AB： 当該製品の配分基準

TAB： 当該製品の生産者により生産された全ての製品に対する合計配分基準

(g) 配分基準が選択された費用は、次の計算式に基づいて産品に配分される。

$$CAG = CA \times CR$$

この場合において、

CAG： 当該産品に配分される費用

CA： 配分される費用

CR： 当該産品に関する費用の配分割合

(h) 内部管理の目的のため使用される合理的な費用配分方法に従って配分されたいかなる費用も、その配分の目的が第4章の規定を回避するためのものであることが、優勢な証拠に基づき、証明された場合には、合理的に配分されたと認められない。

**AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE UNITED MEXICAN STATES
FOR THE STRENGTHENING OF THE ECONOMIC PARTNERSHIP**

CERTIFICATE OF ORIGIN

1. Exporter's Name and Address: 		Certification No. 			
2. Producer's Name and Address: 		3. Importer's Name and Address: 			
2. Producer's Name and Address: 		4. Transport details (optional) 			
5. HS Tariff Classification Number	6. Description of goods	7. Quantity	8. Preference Criterion	9. Other instances	10. Invoice
11. Remarks: 					
12. Declaration by the Exporter or Producer: I, the undersigned, declare that: <ul style="list-style-type: none"> - the good(s) described above meet the condition(s) required for the issue of this certificate; - the information that supports this Certificate is true and accurate, and I assume the responsibility for proving such representations in accordance with the Agreement. Place and Date: _____ Signature: Name: _____ Company: _____ Title: _____ Telephone / Fax: _____ E-mail: _____			13. Certification: The undersigned, hereby certifies, on the basis of the documentation necessary to support this Certificate, that the above-mentioned good(s) are considered as originating. This Certificate consists of ____ pages, including all attachments. Competent governmental authority or Designee office: _____ Stamp Issuing Country: _____ Place and Date: _____ Signature: _____		

**AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE UNITED MEXICAN STATES
FOR THE STRENGTHENING OF THE ECONOMIC PARTNERSHIP**

CERTIFICATE OF ORIGIN

Annex Page

Please print or type.

Certification No.

2. Producer's Name and Address:					
5. HS Tariff Classification Number	6. Description of goods	7. Quantity	8. Preference Criterion	9. Other instances	10. Invoice
Exporter or Producer		Competent governmental authority or Designee		Number of Annex page	
Signature: _____ Name: _____		Office: _____ Signature: _____			

**AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE UNITED MEXICAN STATES
FOR THE STRENGTHENING OF THE ECONOMIC PARTNERSHIP
CERTIFICATE OF ORIGIN INSTRUCTIONS**

For the purposes of obtaining preferential tariff treatment, this document must be completed legibly and in full by the exporter or producer. The competent governmental authority or its designees may complete the certificate on request by the exporter or the producer. Please print or type.

If the space of this certificate is insufficient to specify the necessary particulars for identifying the goods and other related information, the exporter or producer may specify the information on the Annexed Page.

Field 1: State the full legal name and address of the exporter.

Field 2: State the full legal name and address of the producer. If more than one producer's good is included on the Certificate, attach a list of the additional producers, including the legal name and address, cross referenced to the good described in Field 6. If you wish this information to be confidential, it is acceptable to state "Available to Customs upon request". If the producer and the exporter are the same, complete field with "SAME".

Field 3: State the full legal name and address of the importer.

Field 4: Provide the name of loading port, transit port, discharging port and name of vessel / flight number.

The fulfillment of this field is optional. If the field is not fulfilled, this will be left blank.

Field 5: For each good described in Field 6, identify the HS tariff classification to six digits.

Field 6: Provide a full description of each good. The description should be sufficient to relate it to the invoice description and to the Harmonized System (HS) description of the good.

Note: The description of goods listed in Annex 2-B, will be in accordance with the description provided for in such Annex.

Field 7: For each good described in Field 6, indicate the quantity to be exported in accordance with the unit(s) set out in the invoice.

Field 8: For each good described in Field 6, state which criterion (A through D and TPL) is applicable. The rules of origin are contained in Chapter 4 and Annex 4.

Note: In order to be entitled to preferential tariff treatment, each good must meet at least one of the criteria below.

Preference Criteria

A The good is wholly obtained or produced entirely in the Area of one or both Parties, as defined in Article 38.

B The good is produced entirely in the Area of one or both Parties exclusively from originating materials.

C The good is produced entirely in the Area of one or both Parties using non-originating materials and satisfies the specific rule of origin set out in Annex 4, as well as all other applicable requirements of Chapter 4, when the good is produced entirely in the Area of one or both Parties using non-originating materials.

D Goods are produced entirely in the Area of one or both Parties, but one or more of the non-originating materials that are used in the production of the good do not undergo an applicable change in tariff classification. The goods do nonetheless meet the regional value content requirement specified in subparagraph 1 (d) of Article 22, and satisfies all other applicable requirements of Chapter 4. This criterion is limited to the following circumstances:

(i) the good was imported into a Party in an unassembled or a disassembled form but was classified as an assembled good pursuant to Rule 2 (a) of the General Rules for the Interpretation of the Harmonized System; or

(ii) the heading for the good provides for and specifically describes both the good itself and its parts and is not further subdivided into subheadings, or the subheading for the good provides for and specifically describes both the good itself and its parts.

Note: This criterion does not apply to Chapters 61 through 63 of the HS (Reference: subparagraph 1(d) of Article 22).

TPL The good classifies in Chapter 61, 62 or 63 and qualifies as originating under paragraph (f) of Section 1 of Annex 4.

Field 9: If other instances were considered for the purposes of determining the good's origin, indicate appropriately "DMI" for *De Minimis*; "IM" for intermediate materials; "FGM" for fungible goods or materials; and "ACU" for accumulation. If no other instance was considered, indicate "N/A" (Not Applicable).

Field 10: Provide the invoice number for each good described in field 6. If the invoice is issued by a person different from the exporter or producer to whom the certificate of origin is issued and the person who issues the invoice is located in a non-Party, the number of invoice issued for the importation of goods into the Area on one of the Parties should be indicated, and in field 11 it should be indicated that the goods will be invoiced in a third country, identifying the full legal name and address of the person that issued the invoice.

If the number of invoice issued in the third country at the time of issuance of the certificate of origin is not known, the field will be left blank and the importer will provide to the customs authority of the importing Party a sworn declaration that justifies the fact. In this declaration the importer will indicate, at least, the number of the invoice and the certificate used for the importation.

Field 11: If the Certificate was issued retrospectively, the issuing authority shall indicate "ISSUED RETROSPECTIVELY". If the Certificate is a duplicate, the issuing authority shall indicate "DUPLICATE". If Field 8 was filled with criteria TPL, the issuing authority shall indicate "CERTIFICATE OF ELIGIBILITY ATTACHED".

In addition, any other remark related with this Certificate may be indicated by the issuing authority or the exporter or the producer.

Field 12: This field must be completed, signed and dated by the exporter or the producer. The date must be the date the Certificate was completed.

Note: The exporter's or producer's signature may be autograph, or electronically printed by the certification body.

Field 13: This field must be completed, dated, signed and stamped by the competent governmental authority of the exporting Party or its designee.

Note: The competent governmental authority's or its designees' signature may be autograph or electronically printed.

Notice 1. Any items entered in this form should be true and correct. False declaration or documents relating to the certificate of origin will be subject to penalty in accordance with laws and regulations of the exporting Party.

Notice 2. The certificate of origin would be a basis of determination of origin at the customs authority of the importing Party. The exporter or the producer of the good may receive questionnaires from the customs authority of the importing Party in accordance with subparagraph 1 (b) of Article 44. The response must be in English. If the response is insufficient, preferential tariff treatment may be denied. If the response is not returned within 30 days from the date of receipt of a questionnaire, preferential tariff treatment shall be denied.

Notice 3. The exporter or producer should refer to the documents describing matters the applicant of the certificate of origin should keep in mind, which will be provided by the competent governmental authority when the certificate is issued.

Specifically Described Goods

As for the goods listed in the Description column in the following table, at least applicable descriptions of the goods in the set column should be explicitly indicated in the Field 6 (Description of Goods) of the Certificate of Origin issued by the Parties.

Tariff item number	Description of goods
0407.00	Fresh, chilled or frozen Specific Pathogen Free eggs intended for medical or experimental use.
0811.90	Fruit and nuts, uncooked or cooked by steaming or boiling in water, frozen, containing added sugar, not containing pineapples, berries, sour cherries, peaches, pears, papayas, pawpaws, avocados, guavas, durians, bilimbis, champeder, jackfruit, bread-fruit, rambutan, rose-apple jambo, jambosa diamboo-kaget, chicomamey, cherimoya, kehapi, sugar-apples, mangoes, bullock's-heart, passion-fruit, dookoo kokosan, mangosteens, soursop, litchi, apples and citrus fruits other than grapefruits, lemons and limes. Fruit and nuts, uncooked or cooked by steaming or boiling in water, frozen, not containing added sugar or other sweetening matter, not containing pineapples, berries, peaches, pears, papayas, pawpaws, avocados, guavas, durians, bilimbis, champeder, jackfruit, bread-fruit, rambutan, rose-apple jambo, jambosa diamboo-kaget, chicomamey, cherimoya, kehapi, sugar-apples, mangoes, bullock's-heart, passion-fruit, dookoo kokosan, mangosteens, soursop, litchi, camucamu, apples and citrus fruits other than grapefruits, lemons and limes.
2004.90	Prepared or preserved otherwise than by vinegar or acetic acid, frozen, asparagus, chickpeas, lentils and beans of the species <i>Vigna mungo (L.) Hopper</i> or <i>Vigna radiata(L.) Wilczek</i> , not containing added sugar.
2005.90	Prepared or preserved otherwise than by vinegar or acetic acid, not frozen, chickpeas and lentils(podded out), in airtight containers, containing tomatos purée or other kind of tomato preparation and meat of swine, lard or other pig fat, containing added sugar. Prepared or preserved otherwise than by vinegar or acetic acid, not frozen, chickpeas and lentils (podded out), not containing added sugar.
2007.99	Jams and fruit jellies, whether or not containing added sugar or other sweetening matter, not containing apples or pineapples. Fruit purée and fruit pastes, whether or not containing added sugar or other sweetening matter, not containing apples or pineapples.
2009.90	Mixtures of juices: Mixtures of fruit juices: Containing added sugar; Not more than 10% by weight of sucrose, naturally and artificially contained: Which containing only one kind of single juice of oranges, mandarins, apples, pineapples or other citrus fruit (other than grapefruits, lemon and limes) the weight of which is no more than 50% of the Mixture of Juice; and for the Mixture of Juice containing blend of juice of oranges, mandarins, apples, pineapples and/or other citrus fruits (other than grapefruits, lemon and limes) the weight of which is no more than 50% of the Mixture of Juice. Mixtures of juices: Mixtures of fruit juices: Containing added sugar; More than 10% by weight of sucrose, naturally and artificially contained: Which containing only one kind of single juice of oranges, mandarins, apples, pineapples or other citrus fruit (other than grapefruits, lemon and limes) the weight of which is no more than 50% of the Mixture of Juice; and for the Mixture of Juice containing blend of juice of oranges, mandarins, apples, pineapples and/or other citrus fruits (other than grapefruits, lemon and limes) the weight of which is no more than 50% of the Mixture of Juice. Mixtures of juices: Mixtures of fruit juices: Not containing added sugar; Not more than 10% by weight of sucrose: Which containing only one kind of single juice of oranges, mandarins, apples, pineapples or other citrus fruit (other than grapefruits, lemon and limes) the weight of which is no more than 50% of the Mixture of Juice; and for the Mixture of Juice containing blend of juice of oranges, mandarins, apples, pineapples and/or other citrus fruits (other than grapefruits, lemon and limes) the weight of which is no more than 50% of the Mixture of Juice. Mixtures of juices: Mixtures of fruit juices: Not containing added sugar; More than 10% by weight of sucrose: Which containing only one kind of single juice of oranges, mandarins, apples, pineapples or other citrus fruit (other than grapefruits, lemon and limes) the weight of which is no more than 50% of the Mixture of Juice; and for the Mixture of Juice containing blend of juice of oranges, mandarins, apples, pineapples and/or other citrus fruits (other than grapefruits, lemon and limes) the weight of which is no more than 50% of the Mixture of Juice.
2208.90	Tequila (genuine); Mezcal (genuine); Sotol (genuine); Tequila and Mezcal (genuine); Tequila and sotol (genuine); Mezcal and sotol (genuine); Tequila, Mezcal and sotol (genuine) (The exporter or producer should select one of the descriptions above in providing the description of goods in the Field 6 of the certificate of origin.)